

協定の名称	山村代官屋敷のあるまち大手町住民協定																				
協定に係る地域	木曾町福島大手町区 4.93ha (※詳細は別図のとおり)																				
協定者数	59人																				
認定日	平成15年8月7日																				
主な協定内容																					
<p>■ 目的</p> <p>自然資源や歴史的建造物を保存活用しつつ、住民の相互理解と協力のもとに、住環境の整備・改善を図り、憩いと安らぎのあるまちづくりを推進する</p> <p>■ 行為の届出等</p> <p>協定事項に定めのある行為をしようとする者は、事前にその内容を協定委員会に提出し、合意を得て行うものとする</p> <p>■ 建築物等</p> <p>○木曾町民間空間修景事業修景基準を基本とする</p> <p>＜木曾町民間空間修景事業修景基準＞</p> <p>(1) 建築物</p> <p>ア 木造建築物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象部分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地</td> <td>・現状の街なみを形成している敷地の形状を大幅に変更しない ・連続した街なみでは必要以上の後退をしない</td> </tr> <tr> <td>形状</td> <td>・平屋建、中2階建、2階建を基本とする ・3階建の場合は街なみの連続性に配慮する</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>・切妻の勾配屋根を基本とする ・材質は、瓦葺、板葺など周囲との調和を図る ・鉄板系、ステンレス系などの材質を用いる場合は、黒色、灰色、こげ茶色など落ち着いた色調とする ・石置き屋根は、建築基準法等関係する法律の基準に適合し安全に配慮したものとする</td> </tr> <tr> <td>庇</td> <td>・1階前面に庇を設ける ・板張りの庇を設ける場合は、生地色または風情と調和するオイルステン仕上げ木材保護着色仕上げとする ・鉄板系、ステンレス系の材料を使用する場合は、黒色、こげ茶色など街なみと調和した色調とする</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>・建物の外観は伝統的町家のデザインを応用する ・腰部を羽目板張りとするなど、できるだけ木材を多用する ・色彩は原色を避け、街なに調和するよう落ち着いた色調とする</td> </tr> <tr> <td>玄関</td> <td>・木製の格子引き戸を基調とする ・サッシを使用する場合は、黒又は茶系統のつや消しを基調とする</td> </tr> <tr> <td>窓</td> <td>・サッシを使用する場合は、黒又は茶系統のつや消しを基調とする ・格子をつけることが望ましい</td> </tr> <tr> <td>樋</td> <td>・銅板以外は、黒又は茶系統を基調とする</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・卯建はできる限り修復する</td> </tr> </tbody> </table>		対象部分	内 容	敷地	・現状の街なみを形成している敷地の形状を大幅に変更しない ・連続した街なみでは必要以上の後退をしない	形状	・平屋建、中2階建、2階建を基本とする ・3階建の場合は街なみの連続性に配慮する	屋根	・切妻の勾配屋根を基本とする ・材質は、瓦葺、板葺など周囲との調和を図る ・鉄板系、ステンレス系などの材質を用いる場合は、黒色、灰色、こげ茶色など落ち着いた色調とする ・石置き屋根は、建築基準法等関係する法律の基準に適合し安全に配慮したものとする	庇	・1階前面に庇を設ける ・板張りの庇を設ける場合は、生地色または風情と調和するオイルステン仕上げ木材保護着色仕上げとする ・鉄板系、ステンレス系の材料を使用する場合は、黒色、こげ茶色など街なみと調和した色調とする	外壁	・建物の外観は伝統的町家のデザインを応用する ・腰部を羽目板張りとするなど、できるだけ木材を多用する ・色彩は原色を避け、街なに調和するよう落ち着いた色調とする	玄関	・木製の格子引き戸を基調とする ・サッシを使用する場合は、黒又は茶系統のつや消しを基調とする	窓	・サッシを使用する場合は、黒又は茶系統のつや消しを基調とする ・格子をつけることが望ましい	樋	・銅板以外は、黒又は茶系統を基調とする	その他	・卯建はできる限り修復する
対象部分	内 容																				
敷地	・現状の街なみを形成している敷地の形状を大幅に変更しない ・連続した街なみでは必要以上の後退をしない																				
形状	・平屋建、中2階建、2階建を基本とする ・3階建の場合は街なみの連続性に配慮する																				
屋根	・切妻の勾配屋根を基本とする ・材質は、瓦葺、板葺など周囲との調和を図る ・鉄板系、ステンレス系などの材質を用いる場合は、黒色、灰色、こげ茶色など落ち着いた色調とする ・石置き屋根は、建築基準法等関係する法律の基準に適合し安全に配慮したものとする																				
庇	・1階前面に庇を設ける ・板張りの庇を設ける場合は、生地色または風情と調和するオイルステン仕上げ木材保護着色仕上げとする ・鉄板系、ステンレス系の材料を使用する場合は、黒色、こげ茶色など街なみと調和した色調とする																				
外壁	・建物の外観は伝統的町家のデザインを応用する ・腰部を羽目板張りとするなど、できるだけ木材を多用する ・色彩は原色を避け、街なに調和するよう落ち着いた色調とする																				
玄関	・木製の格子引き戸を基調とする ・サッシを使用する場合は、黒又は茶系統のつや消しを基調とする																				
窓	・サッシを使用する場合は、黒又は茶系統のつや消しを基調とする ・格子をつけることが望ましい																				
樋	・銅板以外は、黒又は茶系統を基調とする																				
その他	・卯建はできる限り修復する																				

イ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造等

対象部分	内 容
形状	<ul style="list-style-type: none">・ 3階建以上とする場合は、その部分を街なみの連続性を維持する上で必要な距離だけ後退させることが望ましい・ 旅館業法に基づく施設など高層構造を必要とする建築物の場合は、審査会に図るものとする
外壁	<ul style="list-style-type: none">・ 外観は街なみの景観に配慮した意匠、色彩とする
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 上記基準以外は、木造建築の基準を準用する

ウ 付帯設備等

対象部分	内 容
門	<ul style="list-style-type: none">・ 木戸又は格子戸とする・ 屋根は板葺きを基調とする。瓦を用いる場合は、黒、灰色等とする
塀	<ul style="list-style-type: none">・ 板張りとして周囲の景観に調和したものを基調とする
TVアンテナ 室外器等	<ul style="list-style-type: none">・ 原則として見える場所に設置しない・ やむを得ず設置する場合は、覆いをし、建物になじむ色彩とする
ガスメーター 電気メーター	<ul style="list-style-type: none">・ 覆いをする
電気配線、水 道管、ガス管	<ul style="list-style-type: none">・ 覆いをしたり、建物になじむ色彩の材質のものを使用するか、あるいは塗ることが望ましい
郵便受け等	<ul style="list-style-type: none">・ 建物になじむ形状、材質、色彩のものを利用する
自動販売機	<ul style="list-style-type: none">・ 全体に木製の覆いをするか、周辺の景観に調和した色彩に塗り替えたものを利用する

(2) 工作物

景観に調和したデザインを用いる

対象部分	内 容
看板	<ul style="list-style-type: none">・ 原則として一施設につき1個とする・ 大きさ、色彩に配慮する・ 1階屋根に設置することが望ましく、窓面や屋上へは設置しない・ 材質は伝統的な木製看板が望ましいが、他の材質を利用する場合は、木目、こげ茶、黒、木曽グリーン（深緑）などを用いて周囲に調和する・ 照明はライトアップが望ましい。また夜間塗料、蛍光塗料は使用しない・ 長野県景観条例の規定に基づく大規模行為景観形成基準を遵守

(3) 石垣、側溝等

歴史的街なみ景観に調和した修景とする

対象部分	内 容
石垣	<ul style="list-style-type: none">・ ぼたもち石積み、切石を基調とする
側溝	<ul style="list-style-type: none">・ できる限り暗渠とし、景観に配慮する

(4) 生垣

景観に調和した修景とする

対象部分	内 容
生垣	<ul style="list-style-type: none">・間口5m以上の場所とする・密植させる・敷地よりはみ出さない・木曽の植生に合った種目を植栽する
低木の植栽	<ul style="list-style-type: none">・敷地前面に余裕がある場合は、低木、中木の植栽を施すことが望ましい

(5) その他

対象部分	内 容
シャッターへの塗装	<ul style="list-style-type: none">・シャッターはなるべく施工しないことが望ましいが、防犯等の理由で施す場合には、景観に配慮したものとする。特にシャッターに塗装をする場合は、事前に審議会へ協議を要する
青空駐車場 未利用地 等	<ul style="list-style-type: none">・街路に面した部分にある駐車場や物置等は、周囲の景観に調和する塀などで修景する

○歴史的建造物は復元を基本とする

○歴史的建造物以外の建築物は街並みの連続性と周囲の景観になじむものとする

■ その他

○協定に沿って整備された建築物等は、整備内容が保持されるよう維持管理に努める

○敷地内の植樹植栽等についても、良好な状態が保たれるよう適切な管理に努める

周辺写真

